

岐阜県立中濃特別支援学校いじめ防止基本方針

1 基本姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識の醸成に努める。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。

2 取組

(1) 教職員

- ①教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげる。
- ②学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。
- ③学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、児童生徒・保護者・関係機関等に説明する。
- ④「学校いじめ防止プログラム」「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。
- ⑤学校いじめ対策組織の構成員として、外部専門家が参画する。
- ⑥いじめをはじめとする生徒指導上の問題に関する校内研修を行う。

(2) 児童生徒への支援

- ①授業や部活動、MSL活動等を通して自己有用感や自己肯定感を育み、未然防止に努める。
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。
- ③いじめが生まれる背景を確実につかみ指導する。

3 定義

(1) いじめの定義

【心理的苦痛を伴うもの】

- ◇冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◇嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇メール、SNS等で悪口を言われる。

【物理的苦痛を伴うもの】

- ◇ぶつかる、たたく、蹴る。(けんかやふざけ合いでも、背景にある事情を調査する)
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる。

※その他、全ての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

(2) いじめ解消の定義

- ①いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(少なくとも3か月を目安とする)
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。(事案に応じ、外部専門家による面談等で確認するなど適切に対応する)

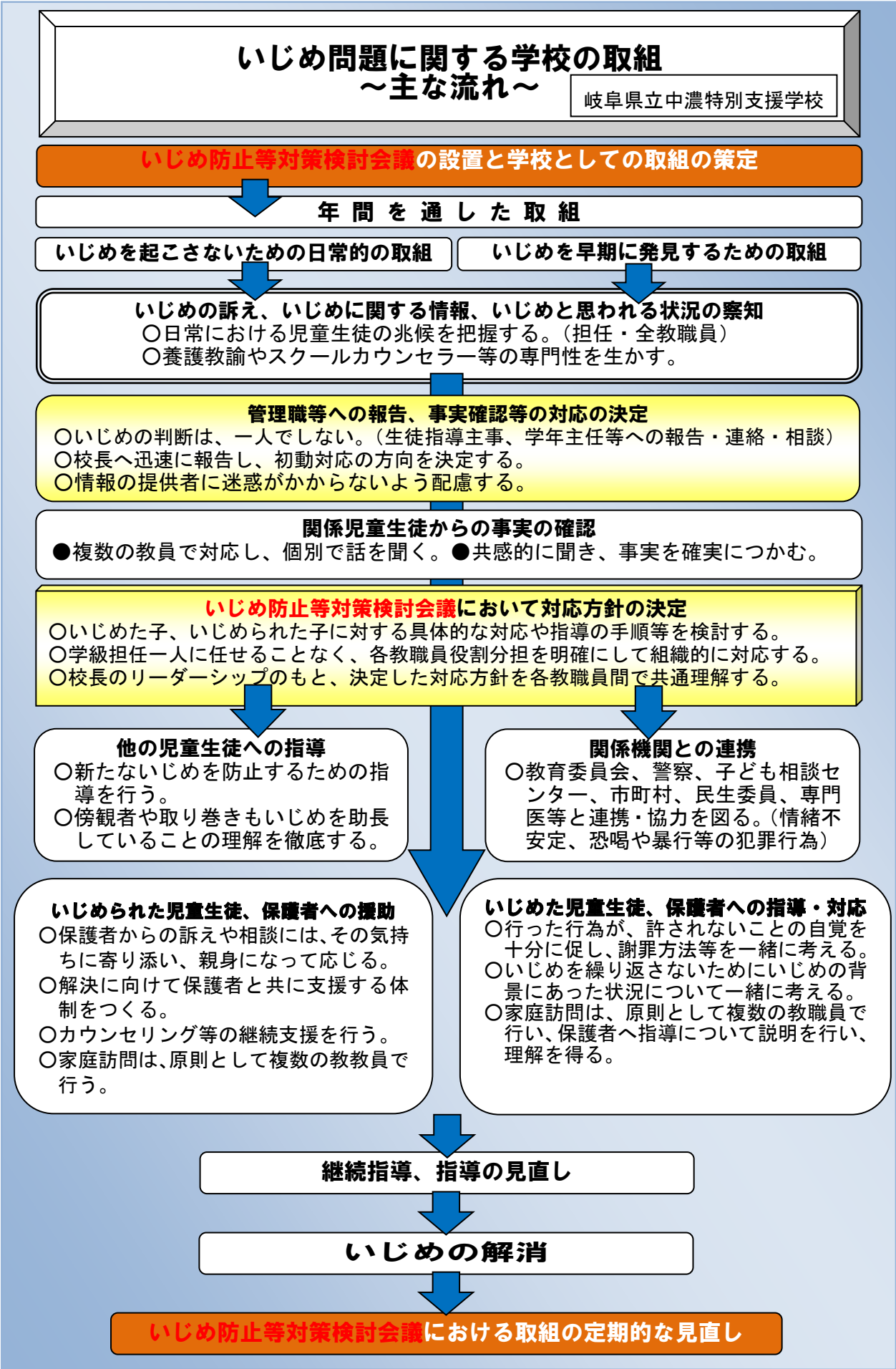
4 組織

名 称	岐阜県立中濃特別支援学校 いじめ防止等対策検討会議	
目 的	いじめの防止及び早期発見、早期対応、並びに、重大事態発生時の調査及び対策を検討する。	
構成員	校内関係者	校長、本校教頭、分教室教頭、各部主事、生活支援部長、 養護教諭、生活支援副部長、教育相談係、各部生徒指導主事
	校外関係者	スクールカウンセラー、保護者代表、地域住民代表
期 日	第1回【6月】	現状の確認及び基本方針の検討し年間計画を決定する。
	第2回【2月】	取組の成果と課題を洗い出し、次年度に向けて基本方針を検討する。
	重大事案発生時	対策、対応を検討する。

名 称	高等部いじめ防止等対策検討会議	
目 的	高等部内の現状を関係者で共通理解する	
構成員	分教室教頭 本校高等部主事、分教室高等部主事、生活支援部長、生活支援副部長 養護教諭、教育相談係、学年主任	
期 日	年間6回	

5 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	項 目	目 的
4	・学校いじめ防止基本方針説明 ・第1回校内いじめ調査（高等部） ・個別懇談（担任、保護者、児童生徒） ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等）	・PTA総会にて、保護者に学校いじめ防止基本方針を周知 ・いじめの早期発見、予防 ・保護者と児童生徒について学校での様子や体調の確認 ・児童生徒の生活状況や問題等について全職員で共通理解
5	・第2回校内いじめ調査（高等部） ・第1回いじめ対策会議（高等部） ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング①	・いじめの早期発見、予防 ・高等部生徒の生活状況や問題等について高等部教職員で共通理解 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
6	・第1回いじめ防止等対策検討会議 ・SCカウンセリング②	・基本方針と学校いじめ防止プログラムの確認、検討 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
7	・第2回いじめ対策会議（高等部） ・情報交換会（職員会・部会・学年会） ・個別懇談（担任、保護者、生徒） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング③	・高等部生徒の生活状況や問題等について高等部教職員で共通理解 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・保護者と児童生徒の学校での様子や体調の確認 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
8	・家庭訪問（必要と考えられる児童生徒）	・家庭生活の状況確認
9	・個別懇談（担任、保護者、生徒） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング④	・保護者と児童生徒について学校での様子や体調の確認 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
10	・職員研修、情報交換（部会、学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑤ ・第3回校内いじめ調査（高等部） ・第3回いじめ対策会議（高等部）	・教育相談についての研修、情報交換 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング ・いじめの早期発見、予防 ・高等部生徒の生活状況や問題等について高等部教職員で共通理解
11	・個別懇談（担任、保護者、生徒） ・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑥	・保護者と児童生徒について学校での様子や体調の確認 ・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
12	・個別懇談（担任、保護者、生徒） ・第4回いじめ対策会議（高等部） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑦	・保護者と児童生徒について学校での様子や体調の確認 ・高等部生徒の生活状況や問題等について高等部教職員で共通理解 ・希望者や必要と考えられる児童生徒、保護者のカウンセリング
1	・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑧ ・第2回いじめ防止等対策検討会議	・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング ・基本方針と学校いじめ防止プログラムの確認
2	・情報交換会（職員会議・部会・学年会等） ・第5回いじめ対策会議（高等部） ・スクールカウンセラーによるカウンセリング⑨	・児童生徒の生活状況や問題等について共通理解 ・高等部生徒の生活状況や問題等について高等部教職員で共通理解 ・希望者や必要な児童生徒、保護者のカウンセリング
3	・情報交換会（職員会議・部会・学年会等）	・児童生徒の生活状況や問題等について全教職員で共通理解



7 早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 *被害児童生徒、加害児童生徒、関係児童生徒への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 *被害者の立場に立って、行為としての事実を確認する *必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 加害児童生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 被害児童生徒の保護者への連絡	
情報収集	<input type="checkbox"/> 被害児童生徒・加害児童生徒・周囲にいた児童生徒から事情の聴き取り *被害児童生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害児童生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する *加害児童生徒からの聴き取りでは、児童生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害児童生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける *不測の事態に備え、児童生徒は一人にしない *複数の教職員で、関係する児童生徒からそれぞれ別室で聴き取る *児童生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や小中学校の状況を出身小中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ5W1Hで記載）	
報連相	<input type="checkbox"/> 管理職に報告した上でのいじめ問題対策委員会の開催 *情報集約 *被害児童生徒・保護者への対応・支援、加害児童生徒・保護者への指導・支援 *他の児童生徒への対応 *今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 *全教職員への周知と共通認識を図る *今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒への指導・支援、他の児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 *電話連絡の後、第一報報告様式で報告 ☎058-272-1111(内線3143) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告	
生徒への対応	被害児童生徒	加害児童生徒
	周囲の児童生徒への対応 <input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒からいじめの情報提供があった場合 *その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する *騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	
保護者への対応	被害児童生徒の保護者	加害児童生徒の保護者
	【重大事案への発展の可能性がある事案について】 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と軽率に考えず、重大事案が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに十分留意する。	

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。

8 資料の保管について

- ・アンケート質問票原本等の一次資料は、当該児童生徒が卒業するまで保存とし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は5年間保存する。